

平成 30 年度 町県民税の申告が始まります (平成 29 年分確定申告)

平成 30 年度町県民税 (平成 29 年分所得税) の申告相談・受付を実施します。

平成 29 年 1 月から 12 月までの収入状況を申告するもので、平成 30 年度町県民税申告または平成 29 年分所得税確定申告のいずれかを作成します。(青色申告の方は、町での相談・受付はできません。)

なお、所得税確定申告の提出を要しない収入であっても、町県民税の制度では申告を要します。

問 1 平成 30 年 1 月 1 日現在、三春町に住所がありましたか？

はい

いいえ

問 2 平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に収入がありましたか？

平成 30 年 1 月 1 日に住所があった市町村で申告してください。

はい

いいえ

問 3-1 それはどのような収入ですか？

問 3-2 どのように生活していましたか？

給与所得者	給与収入のみで、年末調整済の方	申告不要
	勤務先で年末調整をしていない方 (途中退職やアルバイト等)	
	2か所以上から給与を受けている方	
	1か所から給与を受けて、その他の所得が20万円を超える方	
その他	医療費控除、会社で年末調整されていない住宅借入金控除を受けようとする方	申告必要
	営業・農業・その他の事業を営んでいる方 不動産所得・配当所得・土地等の譲渡所得・一時所得等のある方	
年金など	公的年金等以外にその他の所得が20万円を超える方	注1
	生命保険・地震保険料控除・医療費控除等の控除を受けようとする方	
	障害者年金、遺族年金、遺族恩給だけの方	
	公的年金等の収入が400万円以下であり、その他の所得が20万円以下である場合	注3

生活保護を受給している世帯の方	申告不要
同じ世帯の家族に扶養されており、その家族が扶養申告をしている場合	
別の世帯の家族に扶養されていた方 (家族と別居している学生も含みます)	注2
町外の家族 (単身赴任など) に扶養されていた方 失業中または病気療養中等で収入がなく、誰の扶養にもなっていない方	

注 1 障害年金・遺族年金・遺族恩給等の非課税年金収入のみの方は、申告書の提出はありませんが、電話にて具体的内容を税務課までご連絡ください。

注 2 失業や療養等の理由で収入がなかった方や、町外や別世帯の家族に扶養されている場合、申告書の提出はありませんが、電話にて具体的内容を税務課までご連絡ください。

問い合わせ先 税務課 課税グループ ☎ 62-8127
 ※ 収入がなくとも申告がないと、所得証明書の交付ができず、また、保険税 (料) の軽減判定や保険証の限度額認定、各種福祉制度の所得判定ができないため、軽減措置等が受けられません。

注 3 所得税の確定申告は不要となりますが、扶養控除等がない場合で、年金収入の町県民税が非課税となる金額は次のとおりです。これを超える場合、課税となる場合がありますので、控除等があれば申告してください。
 ※ 64 歳まで 年金収入の年額が 98 万円以下。
 ※ 65 歳以上 年金収入の年額が 148 万円以下。
 (日本年金機構へ扶養の状況等申告している分は反映されますが、それ以外の方は、確定申告しないと反映されません。)

◆ 申告の際にお持ちいただくもの

収入がわかる書類	給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、給料明細、売上明細、支払調書、支払証明書、配当計算書、特定口座取引明細書、売買契約書 など	
経費がわかる書類	営業、農業、不動産所得の方は、事業の経費がわかる帳簿、領収書 など	
控除の例	社会保険料控除	社会保険料、国民年金保険料等の支払証明 など
	生命地震保険料控除	生命保険、個人年金、介護医療、地震保険、旧長期契約保険料の支払証明書
	医療費控除	医療費保険者が発行する「医療費のお知らせ」または病院等の領収書
	寄附金控除	寄附金の支払証明書 など
	住宅ローン控除	売買契約書、登記簿、ローン残高証明、など
持参する物	印鑑、マイナンバーカード、申告者本人の口座がわかるもの (所得税を口座振替にする場合や所得税還付がある場合)、口座振替を依頼する場合は銀行印	

※ 所得税の確定申告書は、ご自宅のパソコン (国税庁ホームページ) でも作成できます。申告書を印刷して税務署に郵送するか、マイナンバーカード・カードリーダーを準備してインターネットで送付することができます。

※ 正当な理由がなく申告しない場合は、10 万円以下の過料が科せられる場合があります。